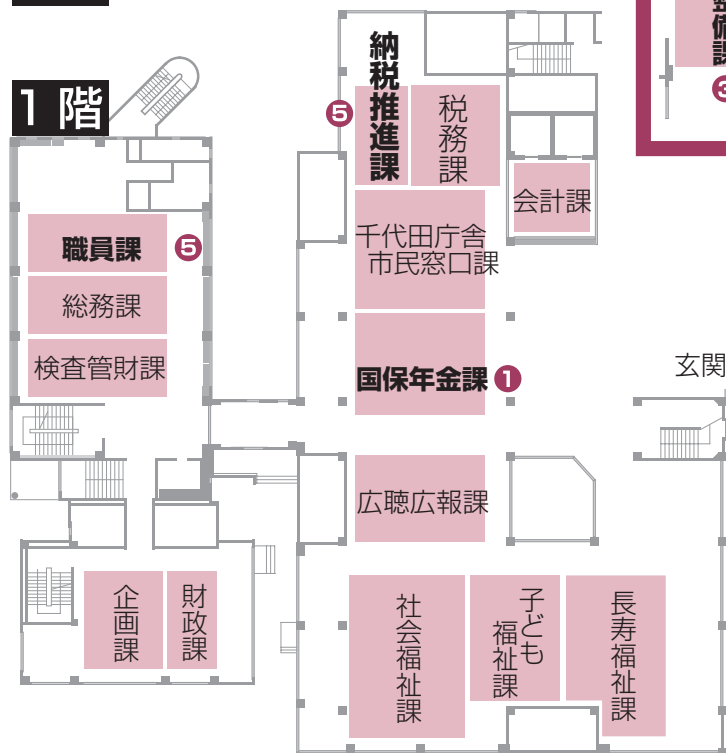


組織改編により、
課の配置が
変わりました

千代田庁舎

3階・・・議会事務局

2階・・・秘書課、情報政策室



霞ヶ浦庁舎

3階・・・農業委員会事務局

2階

下水道課 ④

農林水産課

環境保全課

観光商工課

1階

道路整備課 ③

道路管理課 ③

都市整備課 ②

霞ヶ浦庁舎 市民窓口課

霞ヶ浦庁舎 総務課

玄関

主な変更点

- ① 国保年金課を千代田庁舎へ配置換え
- ② 都市整備課を霞ヶ浦庁舎へ配置換え
- ③ 両庁舎の建設課を再編し、道路整備課・道路管理課を新設、霞ヶ浦庁舎に配置
- ④ 両庁舎の下水道課を再編一本化し、霞ヶ浦庁舎に配置
- ⑤ 職員課、納税推進課を新設
 - 千代田保健センター施設内に地域包括支援センター（介護予防、高齢者の総合相談などの業務）を新設

上記が主な変更点です。その他、庁舎内で場所が移動した課については図を参照してください。

職員課 内線 1530

かすみがうら市人事配置（四月一日発令）

《課長級以上》

◆部長級

市長公室長 塚野勇／市民部長 横瀬典生／環境経済部長 飯嶋博／土木部長 菅谷憲一／教育部長 久保田治嗣／水道事務所長 初鳥忠則／会計管理者 坂本裕司／議会事務局長 川島祐司

◆課長級

秘書課長 小松崎延明／総務課長 大塚隆／霞ヶ浦庁舎総務課長 木川祐一／職員課長 川崎久功／税務課長 竹村篤／国保年金課長 鈴木弘／納税推進課長 貝塚成人／千代田庁舎市民窓口課長 高野英一／中央出張所長 中根三郎／社会福祉課長 川尻芳弘／長寿福祉課長 島田昌男／長寿福祉課副参事 小林茂樹／子ども福祉課長 山本恵美／子ども福祉課副参事 藤崎宏明／子ども福祉課副参事 金子治虫／農林水産課長 山口勝徑／環境保全課副参事 久松一仁／都市整備課長 市ノ澤章／道路管理課長 根本一良／道路整備課長 仲川文男／下水道課長 吉藤稔／生涯学習課長 塚本茂／教育委員会事務局副参事 長谷川喜美／農業委員会事務局副参事 板橋信雄／消防本部総務課長 井坂沢守／消防本部警防課長 磯部守／消防本部警防課副参事 坂野三郎／消防本部予防課長 川原場正行／消防本部予防課副参事 外塚治／消防本部西消防署長 豊崎盛夫／消防本部東消防署長 川又隆司

◆退職者（カッコ内は退職時所属、三月三十一日付）

久保田一男（総務課長）／山本文雄（中央出張所長）／照沼信興（社会福祉課長）／芝山唯光（議会事務局長）

水道料金の徴収業務を 民間に委託しています

水道事務所では、お客さまへのサービス向上と、水道料金などの徴収業務にかかる経費の削減をはかるため、民間活力導入による業務委託を実施しています。

◆委託先

第一環境㈱かすみがうら営業所 ☎ 029-897-2300
水道事務所 ☎ 029-897-1346

◆営業時間

平日 8:30 ～ 17:30、土曜日 8:30 ～ 11:30
ただし、日曜日、国民の休日、第2第4土曜日および年末年始（12月29日～1月3日）を除く

◆業務委託の内容

- 水道料金などの事務所内窓口収納取扱業務
- 水道量水器の検針業務
- 現地での開・閉栓業務

転出などにより水道使用を中止するときは、料金の精算も行ないます。また、使用の開始や中止をする場合は、事前に届出をお願いします。事前に届出をいただいた場合は、休日などの引越しにも柔軟に対応できます。

- 水道料金などの納入相談と納入督促業務

☎水道課 ☎内線 2452

病害虫・農薬情報を ホームページで閲覧できます

茨城県病害虫防除所のホームページでは、病害虫発生予報や農薬関連情報を発信しています。病害虫被害や農薬の適正使用に、迅速で適切な対応ができるようぜひホームページをご覧ください。

HP <http://www.pref.ibaraki.jp/nourin/byobo/>

☎茨城県病害虫防除所 ☎ 029-227-2445

かすみがうら市副市長 が就任しました



副市長
えんじょうじ かずのり
圓城寺 和則
大倉在住・59歳

平成十九年市議会第一回定例会において、かすみがうら市副市長の選任同意案が可決され、圓城寺和則氏が四月一日付（任期四年）で副市長に就任しました。

「土砂等による土地の埋め立て等の 規制に関する条例」が改正されました

4月1日から「かすみがうら市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例」が改正されました。主な改正点は事前協議制の導入、農地法第4条および5条の適用、事業説明会の義務化、同意取得範囲の拡大などが新たに追加されました。

詳しくは環境対策係までお問合わせください。

☎環境保全課 環境対策係 ☎内線 2514

悪臭特定施設に関する届出先 が変わりました

4月から「茨城県生活環境の保全に関する条例」による悪臭特定施設など（堆肥の製造に用いる原料置場、乾燥施設および発酵施設）に関する届出は、県からの権限委譲により市に届出することが必要になりました。

☎環境保全課 環境対策係 ☎内線 2514

24時間

電話
サービス

オフトークに代わって

○防災情報
○行政情報
○その他お知らせ

の提供を行なっています。
（携帯電話での利用も可能です。）

まずは指定番号
029-898-3671

つづいて“*”
ボタン

防災情報は“1”
行政情報は“2”



注）通話料金は、利用者負担になります。
火災情報は、霞ヶ浦地区のみの情報となります。
お悔やみ・ゴミの収集・バス巡回の放送は行なっていません。

☎霞ヶ浦庁舎総務課 ☎内線 2205

見栄・無理・無駄のない ライフスタイル

皆さんは、慣習的に行なわれている行事やお付き合いの中で、ちよつと派手すぎるとか、意義あるものにお金を使いたいとか感じたことはありませんか？

価値観の多様化する現代において、真に心のこもった人間関係を築いていくとはどのようなことか、新生活運動推進協議会と一緒に考えてみませんか？

新生活運動推進協議会は、当時の出島村で昭和五十年に発足。現在、新市誕生に伴い、かすみがうら市新生活運動推進協議会（桜井好春 会長）として、日常生活に関わる事象を広く提案しています。

戦後の高度成長の時代から、物質的な豊かさや日常の利便性に目を奪われ、心の豊かさが置き去りにされがちになってきました。それらの反省に立ち、地域住民の連帯感を高め、「もの」の本質を大切に見直して、心豊かな生活を目指しましょう。

定期的に健診などを受け、健康に関心を持ち、ストレスや悩みをためこまない心にゆとりのある生活をしましょう。

ゴミを作り出すのは自分自身です。ゴミを「作らない・出さない」ように心がけましょう。

自然はみんなの共有財産です。一人一人が水と緑を大切にしましょう。

子どもは地域の宝です。地域であたかく見守りましょう。

道路、農地、宅地の木障（こさ）払いをしましょう。

生涯現役の時代です。元気で明るく暮らしましょう。

新生活運動推進協議会が 提案する心がけ

一人一人が互いに支えあう心を育てていきましょう。

だれもが安心して暮らせるまちをみんなの力でつくりましょう。

結婚披露宴は簡素で心のこもったものとなるようにして、教育・健康・仕事など、本当に意義のあるものにお金を使いましょう。

葬祭は故人に対して、哀悼の意を表し、相互扶助の精神を持ち、手厚くお見舞いしましょう。

葬祭の花輪はポスターにしましょう。
花輪の代わりにポスターをご利用ください！
両庁舎市民窓口課・千代田公民館で販売中。
〔1枚200円（5枚組1セット）〕

火災見舞いはあくまでも当家を見舞うもので、近火見舞いはやめましょう。

香典やお見舞いに対する返礼は、過分にならないように礼状を利用しましょう。



**青年海外協力隊として
TICA チュニジアで食品包装指導**



3月26日から2年間アフリカのチュニジアへ青年海外協力隊の一員として、派遣される松庫義弘さん（下稲吉）が、出発前に坪井市長に表敬訪問されました。

松庫さんは、チュニジアの工業エネルギー中小企業省で、食品包装を主として技術指導されます。

「現地の方と親しくなり、仕事や生活に早く慣れて、この事業に貢献できるように頑張りたい。」

「茨城営農塾」受講者を募集

県では、近く農業を始める方や農業を始めて間もない方を対象に、農業技術の基礎を体系的に学べる研修を平日の夜間や土曜日の日中に行ないます。

◆場所と内容 茨城県立農業大学校（茨城町長岡）

①定年帰農者等支援研修（水稻入門コース）
・期間：6月19日（火）～11月2日（金）
・対象者：農産物を販売し収入を得ようとする概ね65歳までの方

②営農支援研修（Aコース）
・期間：7月4日（水）～10月20日（土）
・対象者：野菜を中心とした本格的な農業経営を目指す概ね45歳までの方

☎茨城県立農業大学校研修科 ☎029-292-0010
HP <http://www.ibanodai.ac.jp>

国民年金 news

学生の皆さん、学生納付特例制度をご存じですか？

大学、短期大学、大学院、高等学校、専修学校などのほか、1年以上の就学課程の各種学校、または夜間・定時制・通信課程などの20歳以上の学生は、在学中の保険料納付を猶予する「学生納付特例制度」の申請ができます。

国民年金が未納になっていると、万一、病気やケガで重い障害が残ったときに障害基礎年金が受け取れないことがあります。この学生納

付特例制度が承認された期間は、障害年金の受給資格要件に含まれます。

ただし、学生納付特例の承認を受けた期間は、将来の老齢基礎年金の年金額の計算には含まれないので、将来の年金額を減らさないために、追納をする必要があります。

☎土浦社会保険事務所 ☎029-824-7121
☎市役所内線 1146

米・麦・大豆生産者への 国の助成制度が変わります

意欲のある農家を地域農業を支える担い手として育成するため、米・麦・大豆の生産者に対する助成制度が変わります。

これまでは全農家を対象に麦・大豆価格の上乗せ助成がなされていましたが、平成19年産からは、対象を担い手に限定した制度（品目横断的経営安定対策）に変わります。

◆対象者

①経営規模が原則4㌔（地域の実情により緩和あり）以上の認定農業者
②経営規模が原則20㌔（地域の実情により緩和あり）以上の集落営農組織

◆助成内容

①麦・大豆の過去の生産実績や当該年の生産数量などに基づく助成（通称「ゲタ対策」）
②米・麦・大豆の価格変動による収入減を補てんする助成（通称「ナラシ対策」）

※稲作農家の方へ

経営規模の大小に関係なく、生産調整に取り組みましょう。

・産地づくり交付金（いわゆる転作奨励金）は平成19年度以降も継続されます。

・品目横断的経営安定対策の加入者以外の方は、米価下落対策が別途講じられます（稲作構造改革促進交付金）。

☎県農業改革推進室 ☎029-301-3828
市農林水産課 農政係 ☎内線 2505

軽自動車税の 減免申請を受け付けます

身体障害者などの方が所有する軽自動車で、一定の要件を満たす場合、平成19年度分の軽自動車税が減免されます。

◆申請場所
税務課および霞ヶ浦庁舎市民窓口課

◆申請に必要なもの
身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか、自動車運転免許証、印鑑、自動車検査証、軽自動車税納税通知書

申請期限は5月24日まで
お忘れなく！

◆申請開始時期
軽自動車税納税通知書を受け取り後（5月中旬に発送を予定しています。）

◆申請期限 5月24日（木）

☎税務課市民税係 ☎内線 1129

※軽自動車税、自動車税の減免を受けると、福祉タクシー利用券の交付対象とはなりませんのでご注意ください。

《福祉タクシーについて》
長寿福祉課 ☎内線 1179・1180

住宅のバリアフリー改修をした場合 固定資産税が減額になります

平成19年4月1日～平成22年
3月31日までの改修工事が対象に

65歳以上の方や障害者などの方が居住する住宅のバリアフリー工事をした場合、完了した年の翌年度分の家屋の固定資産税額が3分の1減額される制度ができました。

◆対象
【物件】65歳以上の方や介護保険法の要介護または要支援の認定を受けている方、障害者が居住し、平成19年1月1日に建っていた住宅（賃貸住宅を除く）
【工事完了期間】
平成19年4月1日～平成22年3月31日
【減額対象面積】1戸当たり100㎡相当分まで
【改修工事の内容】次の①～⑧のいずれかの

工事で、その工事費用（補助金などで充てる額を除く）の合計額が、30万円以上のもの
①廊下の拡幅②階段の勾配の緩和③浴室改良④便所改良⑤手すりの設置⑥屋内の段差の解消⑦引き戸への取替え工事⑧床表面の滑り止め化

◆申請場所
税務課

◆申請に必要なもの
工事明細書や工事写真などを確認できる書類

◆申請期限
改修後3カ月以内

☎税務課資産税係 ☎内線 1126

住宅改修耐震工事をした場合 固定資産税が減額になります

平成18年～平成27年までの
改修工事が対象に

昭和57年1月1日以前に建築された住宅で、次の期間に耐震改修工事（工事費30万円以上）を行なった場合、1戸あたり120㎡相当分までの家屋の固定資産税を2分の1減額します。

◆減額の期間

・平成18年～21年に工事をした場合＝3年分を減額
・平成22年～24年に工事をした場合＝2年分を減額

・平成25年から27年に工事をした場合＝1年分を減額

◆申請場所 税務課

◆申請に必要なもの
現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書、支払い書類

◆申請期限
改修後3カ月以内

☎税務課資産税係 ☎内線 1126